

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第97条の3第3項
処 分 の 概 要：運転免許試験の受験停止処分
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第97条の3第3項（運転免許試験の停止等）、第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）
<p>処 分 基 準：</p> <p>1 道路交通法第97条の3第1項の規定による運転免許試験の停止又は合格の決定の取消しの処分（以下「停止等処分」という。）を受けた者に対する同条第3項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする処分（以下「受験停止処分」という。）の量定基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 受験停止処分の基本量定は、次の各号に掲げる停止等処分を受けた者の用いた不正の手段としての行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 文書偽造、贈賄その他刑罰法令に触れる行為 1年</p> <p>(2) 通信機器の使用、合図その他これらに類する方法による通謀の行為 180日</p> <p>(3) 前2号以外の行為 60日以上180日未満</p> <p>3 上記の期間は、停止等処分のあった日から起算する。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部運転免許試験課試験係 (電話011-683-5770)</p> <p>各方面本部交通課免許係 (函館方面の場合 (電話0138-46-2007)) (旭川方面の場合 (電話0166-51-2489)) (釧路方面の場合、釧路運転免許試験場 (電話0154-57-5913) 帯広運転免許試験場 (電話0155-33-2470)) (北見方面の場合 (電話0157-36-7700))</p>
備 考：